

市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	被害者	事件の概要
1	教育委員会	26. 3. 4	円 549,280	宮前区在住者	平成16年2月3日、市立学校の教室で、授業時間中に、被害者が他の児童と争っている際に転倒し、前歯2本を破折する等の負傷をしたもの